

熊本県看護師等修学資金貸与制度

1 制度の目的

保健師、助産師、看護師又は准看護師養成施設の在学者に修学資金を貸与し、修学を容易にすることにより、県内の看護職員の確保・充実を図るものです。

2 制度の概要

対象者	看護師等学校養成所に在学し、卒業及び免許取得後、 <u>熊本県内の免除対象施設において看護業務に従事する予定の者</u> （熊本県以外の出身者も対象となります）。			
貸与額	区分	学校養成所	貸与月額	貸与年額
		保健師・助産師・看護師	民間立	36,000円
	国公立		32,000円	384,000円
	准看護師	民間立	21,000円	252,000円
国公立		15,000円	180,000円	
貸与期間	1年間（継続申請可能です。）			

3 返還の免除条件（平成30年度（2018年度）貸与者から免除条件を変更）

卒業後2年以内に免許を取得し、直ちに条例で定める施設で看護職員として下表の期間就業した場合、返還の債務が免除されます。

対象施設		市町村	熊本市	熊本市を除く市町村	
				へき地を有しない 圏域に所在	へき地を有する 圏域に所在
病院	200床以上 （※を除く）	対象外	対象外	5年	
	200床未満 （※を含む）			5年	
診療所		5年	5年	3年 （特定施設）	
訪問看護ステーション・介護老人保健施設等その他対象施設				5年	

200床以上の病院（熊本市を除く）も新たに対象になりました！

へき地等に所在する施設については、就業期間を3年に短縮しました！

※精神病床が80%以上の病院等

詳細は県ホームページをご覧ください！ ⇒⇒⇒



4 「返還」が必要となるケース

修学生に以下のような事由が生じた場合、修学資金を返還しなければなりません。

- ① 修学資金の貸与契約が解除されたとき（辞退、退学または在学中の死亡）
- ② 卒業後、2年以内に看護職員の免許を取得しなかったとき
- ③ 卒業後、直ちに条例で定める施設等において看護業務に従事しなかったとき
- ④ 卒業後、直ちに業務に従事したが、返還債務の免除を受ける前に業務外の事由により死亡し、又は施設等において看護業務に従事しなくなったとき

がんばるけん！

くまもとけん！



©2010
熊本県くまモン

【制度についてのお問合せ先】

熊本県健康福祉部健康局 医療政策課 看護班
Tel：096-333-2206